

国立国会図書館準貴重書等指定基準

(昭和五十二年四月一日館長決定第二号)

改正 平成二十三年三月二十四日館長決定第三号
同 二十七年十二月十八日同 第七号

国立国会図書館準貴重書等指定基準を次のように定め、昭和五十二年四月一日から施行する。

準貴重書等（貴重書に準ずる取扱いをするもの）の指定は、次の基準によるものとする。

- 1 貴重書に指定されたものを除く刊本のうち、各時代又は各著者の代表的著書の初印本、限定本又は稀少なもので、文化的に将来価値が生ずると予想されるもの
- 2 貴重書に指定されたものを除く写本類のうち、類似書が稀少で、文化的に将来価値が生ずると予想されるもの
- 3 貴重書に指定されたものを除く写本類のうち、原作品又は原著の欠失によつて、他に代用できない部分を有するもの
- 4 貴重書に指定されたものを除く稿本類のうち、文化的価値があると認められるもの
- 5 貴重書に指定されたものを除く公の記録若しくは公の文書類の原本又はこれに準ずるもの
- 6 貴重書に指定されたものを除く錦絵、版画、双六類、拓本類、古地図その他の一枚物のうち、文化的に将来価値が生ずると予

想されるもので、退色又は損傷のおそれのあるもの

- 7 貴重書に指定されたものを除く写本の図面類のうち、文化的に将来価値が生ずると予想されるもので、退色又は損傷のおそれのあるもの

- 8 貴重書に指定されたものを除く特定の集書として一括して取り扱うものうち、次に掲げるもの

- 一 一括して取り扱うことによつて資料的価値の生ずるもの
- 二 欠本を生じた場合に、集書としての価値を失い、かつ、補充が困難となるもの

- 9 貴重な文化財を複製、模写、模造等の方法で再現したもので、文化的価値があると認められるもの

- 10 装釘又は印刷の面で特に歴史的意義があると認められるもの
- 11 板木、活字等で、印刷文化史上特に価値があると認められるもの

- 12 明治九年までに廃刊となった雑誌及び新聞のうち、文化的価値があると認められるもので、稀少なもの

- 13 国立国会図書館準貴重書等指定基準（昭和三十七年館長決定第二十号）は、廃止する。

附 則（平成二十三年三月二十四日館長決定第三号）

本件は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月十八日館長決定第七号）

本件は、平成二十七年十二月十八日から施行する。